

令和7年度第1回倉吉市男女共同参画推進市民会議

■日時：令和7年5月21日（水）

午後3時から午後4時30分まで

■場所：倉吉市役所第2庁舎 会議室204

日 程

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 協議事項

- （1）令和7年度倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰被表彰者について
- （2）第6次くらし男女共同参画プランの令和6年度進捗状況について
- （3）第7次くらし男女共同参画プランの策定スケジュールについて

資料1、資料2
資料3、資料4
資料5

5 その他

- ・令和7年度男女共同参画推進事業について

資料6

6 閉 会

資料

- 令和7年度倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰被表彰者について（資料1）
- 倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱（資料2）
- 第6次くらし男女共同参画プラン施策体系に基づく評価表（資料3）
- 第6次くらし男女共同参画プラン（資料4）
- 第7次くらし男女共同参画プラン策定スケジュール（資料5）
- 令和7年度倉吉市人権政策課事業（資料6）

倉吉市男女共同参画推進市民会議 委員名簿

(任期：令和5年10月23日～令和7年10月22日)

No.	役職	氏名	所属	備考
1		井中 玉枝	市内企業役員	
2		岩瀬 敦子	公募等	
3	会 長	岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会	
4		尾崎 潤二	倉吉市自治公民館連合会	令和7年4月1日～
5	副会長	河本 勢津子	公募等	
6		柴田 耕志	倉吉商工会議所	
7		中尾 美千代	公募等	
8		中山 歩み	倉吉市立中学校長会	
9		花田 敏江	J A鳥取中央女性会	
10		福井 靖子	倉吉男女共同参画推進会議	
11		藤山 正明	倉吉市公民館連絡協議会	令和7年4月1日～
12		和田 拓真	学校法人藤田学院	令和7年4月1日～

(50 音順)

第 3 章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

（市民会議の設置）

第 18 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（市民会議の組織等）

第 19 条 市民会議は、15 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 20 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 21 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（市民会議への委任）

第 22 条 第 19 条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条から第 22 条までの規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された計画とみなす。